

一般社団法人 日本性感染症学会 名誉会員推薦内規

1. 定款第 5 条に規定する名誉会員は、原則として次の資格を具えるものでなければならない。
 - ① 年齢満 70 歳以上の正会員であること。
 - ② 次の各号のうち二つ以上が該当すること。
 - 1) 本学会に関連する領域において顕著な業績をあげ、学会の発展に貢献したこと。
 - 2) 本学会の理事長または学術大会会長として学会の運営に貢献したこと。
 - 3) 理事または監事として、4 年以上本学会の運営に貢献したこと。
2. 名誉会員候補を推薦しようとするものは、次の書類を学術大会開催日の 3 か月前までに理事会に提出しなければならない。
 - 1) 2 名以上の理事・監事・代議員の連名による理事長あての推薦届。
 - 2) 推薦者による、候補者の研究業績および学会に関する活動の概要（400 字程度以内）。
3. 理事会は、前項の規定により推薦された候補者について審議し、名誉会員の推薦を決定する。
理事長は、本人に通知して推戴し、その結果を直近の社員総会で報告する。
4. 名誉会員は、会費を納入することを要しない。
5. 名誉会員は、学会誌の配布を受け、研究業績を学術大会および学会誌に発表することができる。
6. この名誉会員推薦内規は理事会の承認を経て変更することができる。

附則

1. 名誉会員は、社員総会に出席し、議長の承認を得て意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
2. この内規は、2016（平成 28）年 1 月 21 日より施行する。

改定

2018(平成 30)年 11 月 24 日

2019(令和 1)年 12 月 1 日